

1 条例制定の背景

(1) 人権問題に係る法令等の動き

1) 国

昭和 22 年（1947 年）	日本国憲法施行
昭和 44 年（1969 年）	同和対策事業特別措置法制定 ⇒平成 14 年（2002 年）3 月末失効
平成 11 年（1999 年）	男女共同参画社会基本法制定
平成 12 年（2000 年）	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律制定
平成 25 年（2013 年）	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）制定、平成 28 年（2016 年）施行
平成 28 年（2016 年）	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）制定
平成 28 年（2016 年）	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）制定
令和 5 年（2023 年）	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T 理解増進法）制定

2) 島根県

平成 12 年（2000 年）	人権施策推進基本方針策定
平成 14 年（2002 年）	男女共同参画推進条例制定
平成 20 年（2008 年）	人権施策推進基本方針（第一次改定）
平成 31 年（2019 年）	人権施策推進基本方針（第二次改定）
令和 5 年（2023 年）	パートナーシップ宣誓制度施行

3) 益田市

平成 6 年（1994 年）	人権尊重都市宣言
平成 14 年（2002 年）	人権・同和問題基本計画策定
平成 20 年（2008 年）	人権・同和問題基本計画改定
平成 24 年（2012 年）	人権・同和問題基本計画改定
平成 26 年（2014 年）	男女共同参画推進条例制定
平成 29 年（2017 年）	人権・同和問題基本計画改定
令和 2 年（2020 年）	手話言語条例制定
令和 4 年（2022 年）	人権・同和問題基本計画改定

(2) 本市を取り巻く状況

- ・本市の人権施策については、令和 4 年 3 月に改定した「益田市人権・同和問題基本計画」に基づき、取組を進めている。
- ・同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等への差別や人権侵害は依然として存在している。

- ・社会情勢の変化に伴い、インターネットや新型コロナウイルス感染症を起因とする人権侵害、性的指向・性自認等、新たな人権問題が生じている。
- ・令和5年10月、島根県において、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく生きることのできる社会に向けて、パートナーシップ宣誓制度が施行されている。
- ・人権活動団体から人権尊重条例制定の要望が出される。

## 2 人権・同和問題に関する市民意識調査結果（益田市人権・同和問題基本計画 P36～）

令和3年3月に実施した意識調査結果では、「今の益田市は人権が尊重される社会になっていると思いますか」の問いに対して、33.9%の市民が「(どちらかといえば) そうは思わない」と回答している。

また、「過去5年間日常生活の中で、あなた自身が差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか」の問いに対して、20%の市民が「ある」と回答している。その内容については、「職場における待遇や上司や同僚などの言動」55.6%、「家庭内における家事・子育て等の役割分担や、家族の言動」33.3%、「地域社会におけるしきたり・慣習・役割分担や近隣の人などの言動」32.1%となっており、差別や人権侵害を受けたと感じることが、職場、家庭内、地域社会など身近で生じている。

最後に、「人権が尊重される社会の実現には、行政施策として、今後特にどのような取組が必要だと思いますか」の問いに対して、「学校における人権教育の充実」53.0%、「社会における不公平な格差を解消するための施策の充実」33.2%、「人権意識を高めるための市民啓発の充実」29.2%となっており、人権教育や啓発の充実と格差解消のための施策の充実が求められている。

## 3 条例制定により見込まれる効果

- (1) 市民一人ひとりの人権尊重に関する意識の高揚が図られる。
- (2) 社会情勢の変化などによって生じた人権問題に対して適切に対応することができる。
- (3) 差別のない、多様性を認め支え合う地域社会の実現に寄与する。

## 4 今後の方向性

- (1) 多様化する新たな人権問題への対応が必要である。
- (2) 市民意識調査では、改善の見られる内容があるものの、人権意識の低下、他人事意識・無関心な人の増加などが明らかになった。市民は、人権が尊重される社会の実現に向けた行政施策として人権教育や啓発の充実と格差解消のための施策の充実を求めている。
- (3) 平成28年(2016年)に施行された人権三法(障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法)では、「差別のない社会の実現」が求められている。
- (4) 差別を許さない市の姿勢を示すとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主体であるという認識のもと、市民、事業者などの役割について明示する必要がある。

## 5 人権尊重条例制定状況（令和5年8月1日時点、県内8市の状況）

- 大田市（施行日：平成26年8月）
- 浜田市（施行日：令和5年7月）